

令和8年度 第1回 こどもまんなか・少子化対策会議

令和8年7月6日（月）

議題

子どもの権利条例の制定に向けて

—「子どもの権利」を全庁的な共通理念に—

本日の会議の目的

1

「子どもの権利に関する条例」について、
全庁的に取り組む必要性を共有すること。

2

条例の概要や制定スケジュールについて、
意見交換を行うこと。

なぜ今、「子どもの権利条例」？

社会全体で子どもの成長を支えあう機運の高まり

◎ 令和5年4月：「こども基本法」施行

- ・自治体に対しても、**子どもの最善の利益**を第一に考える施策推進
および**子どもの権利保障**の具体化が求められている。

◎ 本市においては・・・

- ・いじめ・不登校・虐待をはじめとする子どもの権利侵害が増加する現状
- ・個別施策での対応では不十分

全庁的な共通理念 となる子どもの権利保障を担保するための条例制定が必要

「子どもの権利条例」とは？

一般的に、子どもの権利条約（1989年国連採択）における4つの原則に基づくもの



差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

「子どもの権利条例」とは？

子どもの健やかな成長を社会全体として保障するためのルール



- 子どもの権利を明確化
- 市や大人の責務を規定
- 権利侵害からの救済を制度化（実効性の担保）



全庁的に取り組む必要

※全国93自治体（政令市7市）が制定済（2026年1月時点）

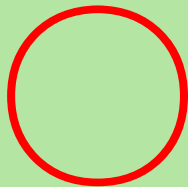
「子どもの権利条例」とは？

「子どもが権利の主体」とは

= 子どもも 1 人の人間として人権（権利）を持っている



つまり、子どもの権利とは・・・



「基本的人権」と同様、生まれながらに
当然に持っているもの



義務と引き換えに与えられるもの
何かをしないと取り上げられるもの

子どもがわがままになるのでは・・・

自分の権利を認識することで、他人の権利も大切にできるようになる。

⇒子どもの権利は、他人との調和により行使される。

全庁的に取り組む必要性

本条例は、
特定の部局や個別分野に限定するものではなく、

各部局において
「子どもの権利」「子どもの最善の利益」
という観点を踏まえる

ことが必要となる。

条例制定はゴールではなくスタート！

全庁的に取り組む必要性

◎ 行政運営や既存施策と「子どもの権利」との関わり

- ①「子どもの最善の利益」を第一に考え、「子どもの意見の尊重」を十分に考慮することが必要となる。

新規事業の立案や既存事業の見直しを行う際に、
「子どもの意見を反映するための手順を踏むこと」が求められる。

【具体的には】

- 子ども（及び関連する大人や団体、機関等）の意見の聴取
- 聴取した意見の検討、反映
- 定期的に子どもの意見を聴取するための仕組みづくり など

全庁的に取り組む必要性

◎ 行政運営や既存施策と「子どもの権利」との関わり

- ②「子どもの権利侵害」から救済するために、必要に応じて、関連する施策や制度、計画等について、見直しや再検討が必要となる。

子どもを権利侵害から救済するための機関を設置

救済機関とは

個別事案に対応するだけでなく、その背景にある市の事業や制度、計画等の見直しや改正、新設等を求める勧告や要請、提言等を行う権限を持つことが想定される。

【具体的には】

- 救済機関から、子どもの権利を侵害している、又は子どもの権利保障の障害となっている事業として、見直し等を求める勧告への対応 など

全庁的に取り組む必要性

◎ 救済機関からの勧告等により対応が求められることが想定されるケース例

事案	勧告等
公園の禁止事項（ボール遊び禁止、大声禁止など）が多すぎて、子どもから「遊べる場所がない」という申し立てがあった。	市に対して「一律の禁止ではなく、 <u>ルールづくりに子どもを参加させる</u> 」よう提言を行った。
人権侵害にあたる恐れのある過度に厳格な校則（例：下着の色指定、不適切な頭髪指導など）があった。	教育委員会に対し、人権侵害の観点から、 <u>子どもたちの意見を反映させた見直しを要請</u> 。
公立施設の廊下が怖い（暗くて変な機械音がする）との相談があった。	市に対し、当該施設の廊下に明るいイメージの装飾をするなど、 <u>できる限りの対応を要請</u> 。

⇒子ども未来局において、各局がそれぞれの施策に子どもの声を反映していけるよう、「指針」の策定や各種研修の実施等を検討します。

条例制定スケジュール

◎ 制定にあたってのポイント

(1) 子どもの意見を聴取すること

子どもが主体的に関わり、子どもの声をベースにして作り上げるというプロセスを重視します。

※野村武司氏（東京経済大学教授）、安ウンギョン氏（平成国際大学准教授）にご協力いただきます。

① <u>子ども・若者ワークショップ</u> (R8.8～9月)	子どもの権利に関する様々な意見を聴取
② <u>子ども、市民アンケート</u> (R8. 9～11月)	子どもや大人を対象としたアンケート実施
③ <u>関係機関ヒアリング</u> (R8. 9～11月)	幼稚園や特別支援学校、フリースクールなど声を上げにくい子どもの意見を聴取
④ <u>子どもの権利条例検討プロジェクト</u> (R8. 11月～3月)	子どもたちがワークショップ形式により、①②③を基に条例骨子案を作成

条例制定スケジュール

◎ 制定にあたってのポイント

(2) 有識者・関係機関の意見を聴取すること

条例制定を通じて、地域社会全体で子どもの権利を守る意識の醸成を図るため、児童福祉に関する有識者及び関係機関からの意見が必要となります。

⇒社会福祉法に基づき設置された、児童福祉に関する事項を審議する「さいたま市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」※において、適宜事業の進捗報告を行うとともに意見を聴取する。

※埼玉大学、4 医師会、校長会、幼稚園協会、保育園協会、民生委員児童委員協議会などにより構成

条例制定スケジュール

◎ 制定にあたってのポイント

(3) 全庁的に意識を共有すること

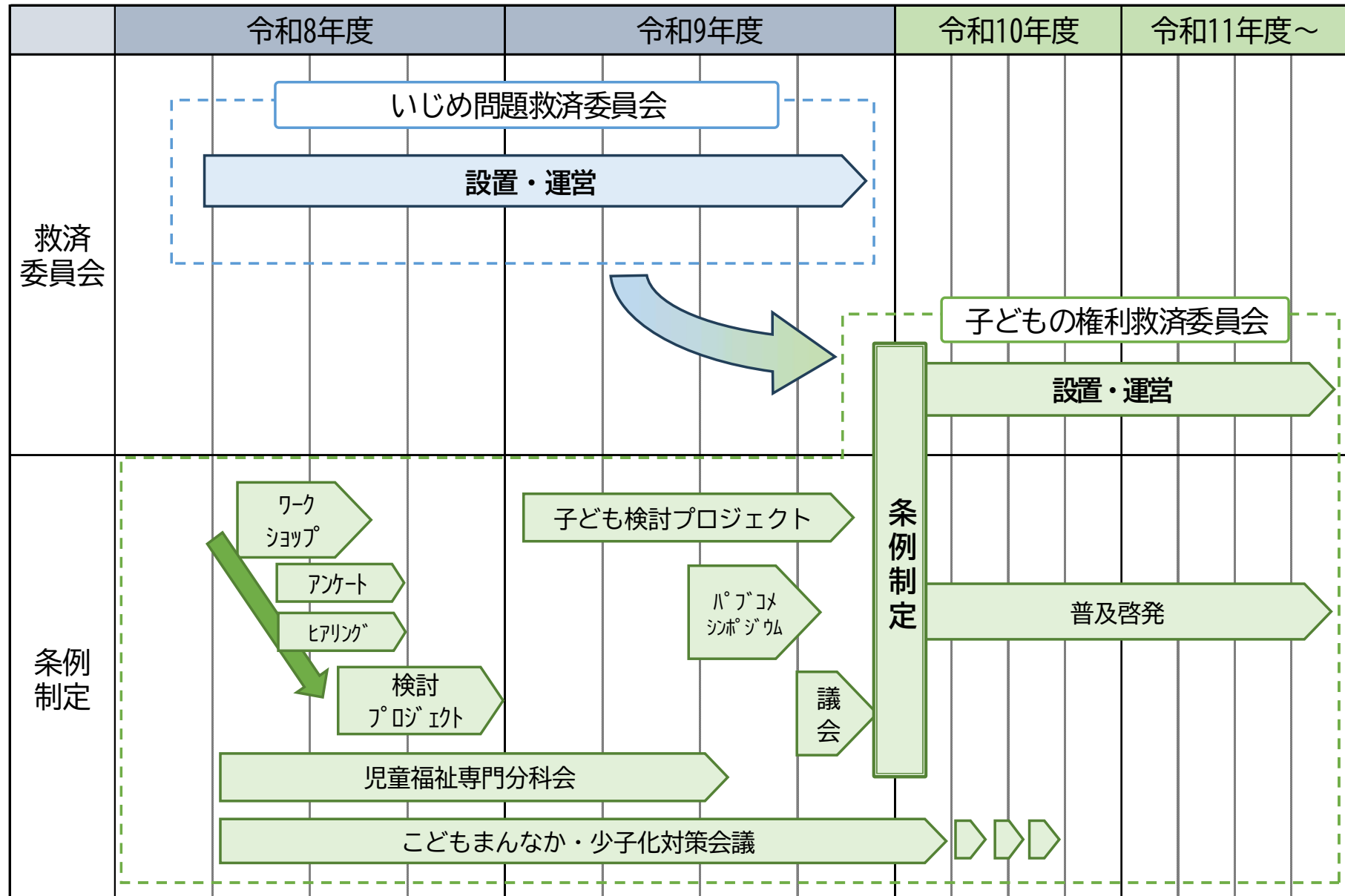
本条例は、特定の部局や個別分野に限定した条例ではなく、策定過程から全庁的な検討を通じて意識を共有する必要があります。

⇒子どもの権利を「こどもまんなか・少子化対策会議」のテーマとして議論を深めるとともに共有を図る。

特に条例制定後は、全庁的に「子どもの権利」「子どもの最善の利益」を意識した行政運営を行っていくことを共有する。

※庁内においては、Sナレ等を活用し、各職員に対して意識の共有を図っていきます。

条例制定スケジュール





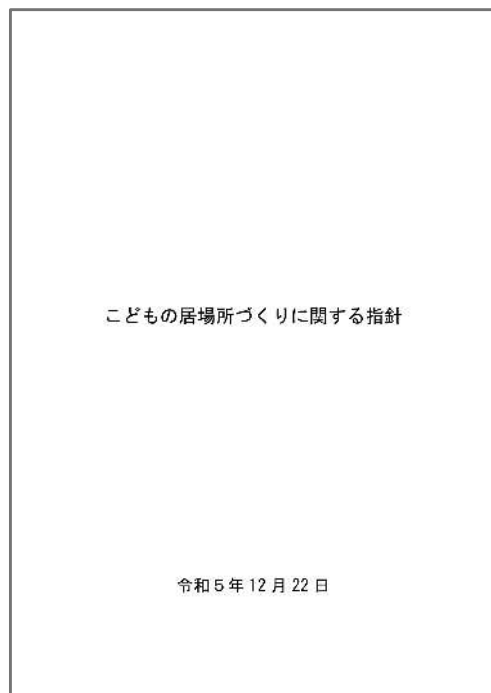
報告

夏休みの子どもの居場所や 体験・活動について



背景・経緯

国の動向 ▶▶ 近年、子どもが安全で安心して過ごせる居場所づくりへの必要性が高まっており、国が定める**指針**に沿って全国的にこども・若者の居場所づくりを推進。



こども・若者の視点に立ち、
こども・若者の声を聴きながら、
居場所づくりを進めることが重要

「こどもの居場所づくりに関する指針（令和5年12月22日）」

背景・経緯

- 本市の取組 ▶▶ 令和6年度の当会議において「こどもまんなか重点取組方針」を定め、こどもの育ちを促進することを目的に「多様な体験の提供や、活躍できる機会づくり」を推進。
- ▶▶ 令和6年度の本市タウンミーティングにおいても、参加した子どもたちや子育て世代の方々から特に**夏の暑い時期**の市公共施設の活用や室内の遊び場の必要性に関する意見が多く寄せられる。
- ▶▶ 第3期「さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」において、「こどもまんなか社会の実現」を重点施策と定め「**子ども・若者の居場所の創出**」に取り組むべき施策として位置づけ。
- ▶▶ 令和7年度の当会議においてご意見をいただいた上で、全庁照会の結果を集約し、**夏休み期間中に子どもたちが涼しく過ごせる居場所として利用できる市公共施設**の情報について、市ホームページ掲載のほか、「市公式LINE」や「みんなのアプリ」のプッシュ通知機能などを活用した**幅広いPRを実施**。

タウンミーティングの様子（令和6年度）



電子チラシ「夏の涼しい居場所特集」（令和7年度）



昨夏のホームページ閲覧数

約 **1,000** 回



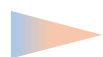
今年度の取組

1 夏休み期間中に利用できる市公共施設情報の更新

今年度の全庁照会の結果、夏休み期間中に子どもたちが涼しく過ごせる居場所として利用できる市公共施設が増加

74 施設

(令和7年度)



91 施設

(令和8年度)

(主な施設)

図書館 (25)
児童センター (18)
公民館 (11)
コミュニティセンター (8)
区役所 (4)・プラザノースほか (3)
産業振興会館・保健所・ゆーぱるひざこ
防災センター防災展示ホール



例：児童センター



例：中央図書館



例：大宮図書館

今年度の取組

2 ホームページに検索ツールを追加

全庁照会の結果を集約した夏休み期間中の居場所として利用できる市公共施設やイベントの検索ツールを新たに追加予定

検索ツール「夏休み子どもの居場所・活動マップ」(イメージ)



パソコン用



スマートフォン用



今年度の取組

3 企業や大学の取組みも紹介（予定）

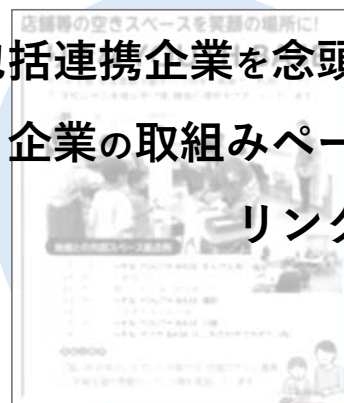
企業（包括連携企業を念頭）や大学（大学コンソーシアムさいたま加盟大学を念頭）の取組みをあわせて紹介予定

市ホームページ

「夏休み期間中、涼しく過ごせる場所に行ってみよう！」



包括連携企業を念頭に
企業の取組みページを
リンク予定



包括連携企業
の取組みページに誘導予定

大学コンソーシアムさいたま加盟大学
の公開講座の紹介ページに誘導



埼玉県立大学のホームページから引用



芝浦工業大学のホームページから引用
講座名「細胞のミクロの世界を体験！
～細胞に色をつけて観察してみよう～」